指定管理者評価シート(令和3年度)

施設名		養護老人ホームあけぼの荘					
名称		八幡浜市社会福祉協議会					
指定管理者	, , , ,	八幡浜市松柏乙1101番地					
指定期間		令和4年4月1日から令和9年3月31日(5年間)					
評価担当課		社会福祉課 施設種別:養護老人ホーム					
施設の概要		老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導・訓練及びその他の援助を行う。 認可定員:50人 建物:鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,572.46㎡ (職員数) 施設長1名、事務員1名、嘱託医1名(非常勤)、生活相談員3名、支援員10名(うち非常勤2名)、看護職員2名(うち非常勤1名)、栄養士2名(うち調理員兼務1名)、調理員8名(うち非常勤4名)、管理宿直3名(委託) 労務員2名(非常勤)合計:32名(うち非常勤10名、委託3名、調理員兼務1名)					
指定管理者の業務		日前:32名(95)非吊動10名、安託3名、調理員兼務1名) 1 入所者の指導及び援助に関すること					
		生活相談、食事の提供・援助、健康管理、入浴介助、衛生管理、					
		事故防止、軽作業、レクリエーションなど					
		2 施設の維持管理に関すること					
施設利用状況		3 その他、市長が必要と認める業務 <利用者数> (単位:人)					
ишво. (1-4) (13-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-		月月初入所者数	入所者	退所者	死亡		
		4 49 5 49	7 77. =		1 49		
		6 48			1 46		
		7 47 8 48	<u>1</u>		48		
		9 49	1		1 49 1 48		
		10 48 11 48	1 (1)	1	47 48		
		12 48	1 (1)		1 47		
		1 47 2 46		1	46		
		3 46	1	1	46		
		計 573 4 3 4 569 ()内は月初め異動者及び入院					
収支状況		<指定管理者としての収入・支出(決算)>					
		収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)		
		経常経費補助金収入	_	人件費	76,999,535		
		指定管理料 103,871,		事業費	24,923,875		
		受取利息配当金収入	141 664	事務費	5,149,811		
		その他収入 前期末支払資金残高	141,664 2,230,051	繰入金 固定資産取得費	614,654		
		合 計	106,243,024	合 計	107,687,875		
				△ 1,444,851			
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
			貝並/入同		1,444,001		

施設名(養護老人ホームあけぼの荘)

評 価 項 目	判 定	評価の内容
入所者個々の状況に配慮し、且つ公平な支援を確保し、また、支援内容の向上が図られるものであること(第1号)	В	①入所者の個々にあった支援内容を実行できるような有効な手段が講じられているか。
		②施設の有効利用が図られ、特定の入所者を優遇するおそれがないか。
		③入所者への支援内容の向上策は適切か。
		④施設内外での入所者間や入所者以外の人とのふれあいや交流策は適切か。
		⑤入所者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適当か。
当該公の施設の効用を最大限に発揮 させるとともにその管理にかかる経 費の縮減が図られるものであること (第2号)	В	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③自主事業の計画書の内容は適切か。
		④人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑤経費削減は、支援内容の低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して 行う物的能力及び人的能力を有し、 又は有することが確実であること (第3号)	В	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
(新ら方)		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を 達成するために必要であるとして市 長等が別に定める基準 (第4号)	В	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
	В	【評価・コメント】
総合評価		新型コロナウイルス感染症の全国的な流行が続き、入所者への外出制限や施設行事の中止などがあり、身体面、精神面で悪化の心配もあったが、体操や施設内での歩行練習などを行い、多くの入所者の状態の維持が図られている。また衛生面では、施設内での感染症の流行・蔓延はなかった。防災面では、大雨警報時など正門前に土嚢を積んだり、川の情報など取得に努め、対応するようにしている。
		【総括評価】
		入所者の状態が維持、改善できるように支援に努めている。全般的に適正な管理が行われている。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)